

青森県報

第二千七百七十二号

平成十五年五月十二日 (月曜日)

目次

告 示

臨時の職業訓練の施行

(労政・能力
開発課) 一

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出

(農三
林戸地
務務所産方) 一

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

(文化・スポ
ーツ振興課) 二

建設業者の許可の取消し

(八戸県土
整備事務所) 二

告 示

青森県告示第三百四十六号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例(昭和三十九年四月青森県条例第三十九号)第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十五年五月十二日

青森県知事 木 村 守 男

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	青森県立青森高等技術専門学校	青森県立弘前高等技術専門学校	青森県立八戸工科学院	青森県立三沢高等技術専門学校	青森県立むつ高等技術専門学校	青森県立木造高等技術専門学校
職業訓練の種類	・普通職業訓練 ・短期職業訓練					
対象者	公共職業安定所長から職業訓練の指示を受けた者は講習を受け推薦を受ける					
訓練科	住宅緑地科	室内リフォーム科	住宅塗装科	建設科	パソコン事務科	配管科
期間	三月(夜間・土日)			三月(夜間・日間)		三月(夜間・土日)
定数	一〇人	一〇人	一〇人	一五人	一五人	二〇人

青森県告示第三百四十七号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり

り公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年五月十二日

青森県知事 木 村 守 男

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区 名 称 はちのへ 八戸市大字市川町字下揚一―二番地 橋 一 男 八戸市大字鮫町字下松苗場一四番地一六 五 福 嶋 一 雄 八戸市大字湊町字大沢二八番地二一八 三 戸 満	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名 期 間 平成十五年 五月十二日 から同月二 十六日まで 場 所 八戸みな と漁業協 同組合

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年五月十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあった年月日

平成十五年四月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおもり環境監査機構

三 代表者の氏名

木村 保直

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字河原木字浜名谷地一の一
五 定款に記載された目的

この法人は、環境負荷に関連する環境及び土木事業に対して、全国的なネットワークを構築し、環境負荷を限りなくゼロに近づけるために、情報の提供及びコンサルティングに関する事業を行い、次世代に負の遺産を残さない環境を形成することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年五月十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 株式会社コンノハウス

二 代表者の氏名 紺野 未吉

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字長苗代字二日市七の七

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一五三七七号

五 取消年月日 平成十五年四月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

大工、屋根、タイル・レンガ・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年四月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東 奥 印 刷 株 式 会 社

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭